

特別成果加算(無罪等)請求書 <被告人用> (書式4-A① 2025.7版)

弁護士 (登録番号) 提出日

事件番号: 年()第 号 被告人名:

下記の事由がありましたので、特別成果加算(無罪等)報酬を請求します。
判決書の写しなど、公訴事実又は刑の減免事由の不存在を争ったこと
(少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張したことを含む。)
を疎明する資料を添付します。

・該当する口にチェック

全部無罪	☐ 公訴事実を争った ☐ 判決主文において公訴事実の全部について無罪が言い渡された。
一部無罪	☐ 公訴事実を争った ☐ 判決主文において公訴事実の一部について無罪が言い渡された。 ※公訴事実中、無罪となった部分を記載。
移送	☐ 少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送決定がされた。
縮小認定等	☐ 下記①～④について公訴事実(刑の減免事由)を争い、争点になった。 (争った時期や内容等、詳細を以下に記載) 詳細 ()
	☐ ①法定刑に死刑がある罪に係る公訴事実に対して、判決で法定刑に死刑がない罪に係る犯罪事実が認定された。
	☐ ②法定刑が死刑又は無期拘禁刑(※)のみである罪に係る公訴事実に対して、判決でそれ以外の罪に係る犯罪事実が認定された。 (※) 2025.6.1より前にした行為に係る罪について「無期の懲役若しくは禁錮」とする場合を含む。
	☐ ③法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑(※)の定めがある罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定された。 (※) 2025.6.1より前にした行為に係る罪について「無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮」とする場合を含む。
	☐ ④判決理由において刑の減免事由に該当する事実が認められ、法令の適用において刑の減軽がされた。/刑の免除が言い渡された。 ※「刑の減免事由」とは、法律上の刑の減軽又は免除がなされる事由をいう。 酌量減軽のみがなされた場合は加算対象とはならない。
	【判決理由において認められた刑の減免事由をチェック】 ☐ 心神耗弱 ☐ 自首 ☐ 従犯 ☐ 過剰防衛 ☐ 過剰避難 ☐ 中止未遂 ☐ 障害未遂 ☐ 法律の不知 ☐ その他()